

平成25年度民間社会福祉施設職員等海外研修・調査実施要綱

1 目的

民間社会福祉施設等において入所者の処遇等に直接従事している介護職員、生活支援員等の中堅的職員及び施設長を諸外国へ派遣し、その国における施設サービス及び在宅サービスの内容、方法、技術等について実地に研修・調査（以下「研修」という。）を行い、もって我が国の民間社会福祉施設等における処遇及び施設運営等の向上に資することを目的とする。

2 実施団体

公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「センター」という。）

3 研修実施国（都市）及び研修の内容

（1）民間社会福祉施設職員

① ヨーロッパ班

ア 研修国（都市）

デンマーク（ネストヴェス）

ドイツ（ビーレフェルト、ハンブルグ）

イ 研修の内容

行政機関において福祉行政の説明聴取、障害児・者福祉関係施設の入所者の処遇状況及び在宅障害児・者のための通所施設等における処遇技術等

② 北米班

ア 研修国（都市）

アメリカ（ニューヨーク、サンディエゴ）

イ 研修の内容

行政機関において福祉行政の説明聴取、高齢者福祉関係施設の入所者の処遇状況及び在宅高齢者のための処遇技術等

③ オセアニア班

ア 研修国（都市）

オーストラリア（シドニー）

ニュージーランド（オークランド）

イ 研修の内容

行政機関において福祉行政の説明聴取、高齢者福祉関係施設の入所者の処遇状況及び在宅高齢者のための処遇技術等

（2）民間社会福祉施設長

ア 研修国（都市）

フィンランド（ヘルシンキ）

デンマーク（ネストヴェス、コペンハーゲン）

イ 研修の内容

行政機関において福祉行政の説明聴取、高齢者福祉関係施設の運営・入所者の処遇状況及び在宅高齢者のための処遇技術・運営等

4 研修・調査実施期間

(1) 民間社会福祉施設職員

① ヨーロッパ班

平成25年9月14日（土）～平成25年9月28日（土）[15日間]

② 北米班

平成25年9月7日（土）～平成25年9月21日（土）[15日間]

③ オセアニア班

平成25年8月31日（土）～平成25年9月12日（木）[13日間]

(2) 民間社会福祉施設長

平成25年8月31日（土）～平成25年9月12日（木）[13日間]

5 参加対象者

(1) 民間社会福祉施設職員

次の①から③に掲げる民間社会福祉施設等に勤務する生活支援員、保育士、介護職員、看護師等直接処遇職員で、平成25年9月1日現在当該施設において勤務年数5年以上（ただし、同一法人内での当該施設の異動は合算可）、年齢30歳以上55歳未満の者であって、過去においてセンターの海外研修に参加したことのない者で、かつ心身ともに健康で、協調性があり、研修期間中団体行動ができる、各所属施設長を経て各都道府県（一部社会福祉協議会による）、指定都市民生主管部（局）長から推薦された者

① ヨーロッパ班

ア 障害者自立支援法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法による障害者関係施設
(障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う施設等)

イ 生活保護法による救護施設

ウ 児童福祉法による障害児関係施設
(障害児入所施設等)

※ 精神障害者関係は対象外

② 北米班

介護保険法及び老人福祉法による高齢者関係施設
(指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定通所介護を行う施設等)

③ オセアニア班

介護保険法及び老人福祉法による高齢者関係施設
(指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定通所介護を行う施設等)

(2) 民間社会福祉施設長

平成25年9月1日現在、下記の民間社会福祉施設等で施設長として勤務し、年齢70歳未満の者であって、過去においてセンターの海外研修に参加したことのない者で、かつ心身ともに健康で、協調性があり、研修期間中団体行動ができる、各法人理事長等を経て各都道府県（一部社会福祉協議会による）、指定都市民生主管部（局）長から推薦された者

介護保険法及び老人福祉法による高齢者関係施設

(指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定通所介護を行う施設等)

※ 提出書類

- ア 平成25年度民間社会福祉施設職員等海外研修・調査参加適格者推薦書（顔写真貼付のこと）
- イ 健康診断書（1年以内の定期健康診断書等、コピー可）

6 施設等の研修の方法

研修は、原則として1都市4～5日間とし、研修初日の午前は、現地における行政説明聴取、同日の午後及び2日目～4日目においては、1～2施設等について研修を行う。

7 募集方法

センターから各都道府県、政令指定都市等へ推薦依頼し、各法人理事長等を経て各都道府県等からセンターへ推薦する。

8 派遣団員の決定及び人員

派遣団員は、前記5により都道府県（一部社会福祉協議会による）、指定都市民生主管部（局）長より推薦された参加希望者の中から、センターにおいて別紙「民間社会福祉施設職員等海外研修・調査派遣者選考基準」により選考のうえ決定し、その結果を当該民生主管部（局）長及び各法人理事長等に通知するものとする。

なお、派遣団員は民間社会福祉職員は各班13名、民間社会福祉施設長は11名とする。

9 参加費用

派遣団員は、この研修に要する費用のうち、次に掲げる費用を負担するものとする。支払い方法については派遣決定通知で案内する。

(1) 1人 100,000円（民間社会福祉施設職員ヨーロッパ班、民間社会福祉施設職員北米班）

1人 50,000円（民間社会福祉施設職員オセアニア班、民間社会福祉施設長）

（但し、航空運賃等の変動その他やむを得ない事情が生じた場合は、変更することがある。）

(2) パスポート発給に伴う費用

(3) 当研修に係る日本国内往復費用及び宿泊費用

(4) 海外旅行傷害保険料

センターにおいては、派遣団員の海外旅行傷害保険の付保は行わないで、各自の責任において海外旅行傷害保険に加入すること。

(5) 個人的費用（飲料代、自由行動費、郵便電話料等）

(6) 結団式及びオリエンテーションに出席するための交通費等の費用

10 結団式及びオリエンテーションの開催

派遣団員に対しては、平成25年7月26日（金）に結団式及びオリエンテーションを開催し、海外研修に必要な事項の連絡及び渡航手続き等について説明等を行うものとする。派遣決定者はこれに出席することを条件とする。

11 レポートの提出

派遣団員は、研修した事項をレポートにまとめ、指定する期日までにセンターに提出するものとする。

1.2 研修の成果について

派遣団員は、研修の成果について、所属施設並びに地域等において幅広く伝えるように努め、福祉サービス及び地域福祉活動の向上に寄与するものとする。

※ 提出された書類は一切返却しないものとする。

(別 紙)

民間社会福祉施設職員等海外研修・調査派遣者選考基準

都道府県・政令指定都市からの推薦者に対し、海外研修の普及効果等を考慮の上、下記の基準項目により派遣者を選考することとする。

(選考の基準項目)

- ・ 実施要綱上の派遣対象者の条件を満たしている者
- ・ 各都道府県・政令指定都市を平準化させる
- ・ 過去派遣の少ない都道府県・政令指定都市を優先する
- ・ 高齢者施設の場合は、第1希望を優先する（職員研修・調査の場合に限る）
- ・ 過去5ヶ年に派遣した同一法人からの申込者は劣後する
- ・ 推薦理由、資格及び経験年数等を考慮する